

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

▼一括で納めていただく場合

10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

[illegible]

▼所得金額等 ▼所得控除額 ▼扶養親族該当区分 ▼本人該当区分

均	等	割	額		
---	---	---	---	--	--

[illegible]

普通徴収税額：年税額の内、本通知に同封されている納付書により納める税額（口座振替の場合は口座から引き落とされる税額）

普通徴収税額の各納期ごとに納める税額です。

公的年金から特別徴収される各月ごとの税額です。

特別区民税・都民税は、課税標準額に税率を乗じて計算します。

(なお、ワンストップ特例控除の記載がある場合は、寄附金税額控除の一部になりますのでご注意ください。)